

令和4年度 第1回 甲賀市地域公共交通活性化協議会 次第

- ・日 時 令和4年4月27日（水）
14：00～16：00
- ・場 所 甲賀市水口中央公民館
1F 鹿深ホール

議 事

（1）報告事項

報告第1号 役員及び自動車部会委員の選出について

報告第2号 近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会の進捗について

報告第3号 甲賀市地域公共交通活性化協議会設置要綱の改正について

（2）協議事項

第1号議案 令和3年度事業報告について

第2号議案 令和3年度収支決算報告について

第3号議案 令和4年度事業計画（案）について

第4号議案 令和4年度収支予算（案）について

（3）その他

甲賀市地域公共交通活性化協議会について

本市では、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」(平成19年法律第59号)の規定に基づく法定協議会である「甲賀市地域公共交通活性化協議会」を平成21年3月13日に設置しました。

本協議会では、地域交通について総合的な検討を行い、関係者と合意形成を図りながら、本市にとって最適な公共交通を実現するため、実証実験や利用促進などを検討・実施しております。

また、本協議会には自動車部会を設置しており、本部会では道路運送法の規定に基づく地域公共交通会議の機能を有しておりますことから、主にコミュニティバスの路線再編やダイヤ改定、運賃改定等を運行事業者からの提案に基づいて協議いただくこととなっております。

【報告第1号】 役員及び自動車部会委員の選出について

役員及び自動車部会委員の選出について

1. 役員の選出について

本協議会の任期は2年間であり、昨年度に委員委嘱を行ったことから、今年度は任期の中間年となります。昨年度から変更のあった委員を含め、次ページに令和4年度協議会委員一覧を記載しております。甲賀市区長連合会、甲賀市PTA連絡協議会につきましては、現時点で委員が未確定であるため、名簿氏名に「選出中」と表記しております。

監査委員につきましては、昨年度同様、甲賀市区長連合会、甲賀市商工会より推薦いただいた委員に依頼させていただきます。

(1) 副会長 甲賀市建設部 樋口 泰司

(2) 監査委員 甲賀市商工会 吉川 徹 委員

甲賀市区長連合会 選出中

甲賀市地域公共交通活性化協議会設置要綱（抜粋）

（組織）

第4条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、副市長をもって充てる。

4 副会長は、委員の中から会長が指名する。

（監査）

第12条 協議会に監査委員を2人置く。

2 監査委員は、委員の中から会長が指名する。

2. 自動車部会委員の選任について

自動車部会員につきましては、下記の規定に基づき、次ページ記載の委員名簿のとおりとさせていただきます。

甲賀市地域公共交通活性化協議会自動車部会規程（抜粋）

（組織）

第4条 部会は、部会長及び部会委員をもって組織する。

2 部会長は、協議会会長が指名する。

4 部会委員は、次に掲げる者のうちから協議会会長が指名する。

（1）国及び県における公共交通に係る行政機関の職員

（2）地域における公共交通に係る諸団体及び利用者の代表者

（3）関係バス事業者

（4）一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が指名する者

（5）公共交通に係る部署の市の職員

（6）前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

甲賀市地域公共交通活性化協議会 令和4年度委員

(敬称略)

役 職	機 関 及 び 団 体 名	職 名	氏 名	備 考
会 長	甲 賀 市	副 市 長	正木 仙治郎	
副 会 長	甲 賀 市 建 設 部	部 長	樋口 泰司	

【委員】

	分 野	機 関 及 び 団 体 名	職 名	氏 名	自動車部会	備 考
1	所 管 運 輸 行 政	国土交通省近畿運輸局滋賀運輸支局	首席 運輸企画専門官	野 口 英 樹	○	
1	広 域 交 通 行 政	滋賀県土木交通部交通戦略課	課長補佐	福 島 森	○	
1	道 路 管 理 者	滋賀県甲賀土木事務所	所 長	奥 山 善之	○	
1	所管警察（交通）	滋賀県甲賀警察署交通課	交通課長	富居 敬介	○	
2	学 識 経 験 者	龍 谷 大 学 文 学 部	教 授	井 上 学	○	
3	市 民 代 表	甲 賀 市 区 長 連 合 会		<選出中>	○	監査委員
3	市 民 代 表	ゆ う ゆ う 甲 賀 ク ラ ブ	土山支部会長	久 保 重 衛	○	
3	市 民 代 表	甲 賀 市 身 体 障 害 者 更 生 会	会 長	増 田 定 雄	○	
3	市 民 代 表	甲 賀 市 P T A 連 絡 協 議 会		<選出中>	○	
3	関係団体（福祉）	社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会	法人運営部副部長	湯 次 耕 大	○	
3	関係団体（商工）	甲 賀 市 商 工 会	事務局長	吉 川 徹	○	監査委員
4	鉄 道 事 業 者	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部京都支社地域共生室	室 長	野 口 明		
4	鉄 道 事 業 者	近 江 鉄 道 株 式 会 社	執行役員鉄道部長	遠 藤 賢 一		
4	鉄 道 事 業 者	信 楽 高 原 鐵 道 株 式 会 社	常務取締役	松 田 直 道		
4	バ ス 協 会	一般社団法人滋賀県バス協会	専務理事	野 村 義 明	○	
4	タ ク シ ー 協 会	一般社団法人滋賀県タクシー協会	専務理事	松 尾 武 文	○	
4	一 般 乗 合	滋 賀 バ ス 株 式 会 社	代表取締役	隠 岐 公 史	○	
4	一 般 乗 合	株式会社シガ・エージェンツシステム	代表取締役	松 岡 政 敏	○	
4	一 般 乗 合	帝 産 湖 南 交 通 株 式 会 社	専務取締役	喜 多 正 美	○	
5	一般旅客自動車運送事業者の事業 用自動車の運転者が組織する団体	私鉄労働組合滋賀県協議会	幹 事	田 中 徳	○	
6	一 般 乗 用	滋 賀 タ ク シ ー 株 式 会 社	業務課長	山 本 義 行	○	
6	一 般 乗 用	たぬきタクシー株式会社	取締役	林 輝 彦	○	
6	一 般 乗 用	株式会社ビジネスサービス滋賀	部 長	大 伴 裕 二	○	
7	甲 賀 市 職 員	甲 賀 市 総 合 政 策 部	次 長	吉 川 寛	○	
7	甲 賀 市 職 員	甲 賀 市 産 業 経 済 部	次 長	近 藤 直 人	○	
7	甲 賀 市 職 員	甲 賀 市 健 康 福 祉 部	次 長	伴 統 子	○	
7	甲 賀 市 職 員	甲 賀 市 教 育 委 員 会 事 務 局	次 長	村 地 昭 彦	○	
7	甲 賀 市 職 員	甲 賀 市 建 設 部	次 長	藤 橋 克 志	○	自動車部会長
事務局	甲賀市建設部公共交通推進課		課 長	村 田 稔 明		事務局長
			係 長	中 村 正 太		
			主 査	服 部 淳 平		
			主 事	田 中 亮 平		
			主 事	井 用 一 馬		

の箇所について、昨年度から変更がありました。

「近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会」の進捗について

1 進捗概要について

平成28年度に近江鉄道㈱から、今後の近江鉄道のあり方についての検討要請があり、県、沿線10市町及び近江鉄道㈱とで協議を開始しました。県、沿線10市町、近江鉄道㈱及び関係団体が、鉄道線の現状分析を行い、県民や利用者へのアンケートを実施し、鉄道を廃止した場合に発生する経費や課題等を総合的に勘案した上で、慎重に協議を重ねてきた結果、令和2年3月の「近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会」において全線の存続、令和2年12月の同協議会において、令和4年度から近江鉄道に対して、県及び沿線10市町が支援を開始し、令和6年度から公有民営による上下分離方式での運営に移行することが決定しております。

その後、令和3年3月の同協議会において、県と沿線10市町の今後発生する費用負担の割合を確認し、現在、上下分離への移行に向けての準備を進めるとともに、令和3年10月に策定した近江鉄道沿線地域公共交通計画に基づき、近江鉄道の活性化や経営改善について取り組んでいるところです。

今年度からは、自治体の公的資金の投入が開始されることとなります。県民や市民の皆様が「残してよかった」と感じていただけるよう、引き続き事業者・県・市町が一体となり、経営改善はもとより、利用者の利便性向上に努めてまいります。

※ 現在までの検討経過、会議資料は滋賀県のホームページに掲載されております。
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/koutsu/305179.html>

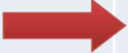
2 協議経過について

平成28年度より、今後の近江鉄道のあり方についての協議を開始しました

	主 な 経 過
H28.6	● 近江鉄道から県へ検討要請 ・ 長期にわたり営業損失が継続しており、今後も利益が見込めない ・ 今後、老朽化した施設の更新に多額の設備投資を必要 ↓ 民間企業の経営努力による事業継続は困難 ↓ 近江鉄道線や地域公共交通のあり方を検討する仕組みを構築してほしい
H29.1-H30.2	● 「近江鉄道に関する勉強会」（県、沿線市町、近江鉄道） ＜勉強会内容＞ 鉄道事業の推移と今後の課題、沿線市町の利用状況等、利用促進策等、養老鉄道ヒアリングなど
H30.7	● 近江鉄道線のあり方検討に向けた「副首長級キックオフ会議」 県および市町は、平成31年度中に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「法定協議会」設置を目指して検討を進めることを合意。
H30.12-R1.7	● （仮称）近江鉄道線地域公共交通再生協議会設置準備調整会議
R1.8	● 近江鉄道沿線自治体首長会議
R1.11～	● 近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会（法定協議会）の設置

（近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会の開催状況）

令和元年11月～令和4年3月までで、延べ9回開催しました

	主 な 議 題 等	備 考
第1回 【R1.11.5】	● 規約の制定 ● 役員の選出 ● 事業計画（案）および収支予算（案）の承認	「法定協議会」の設置
第2回 【R2.3.25】	● 近江鉄道線の存廃について	 「近江鉄道線の全線存続」を合意
第3回 【R2.6.2】	● 「近江鉄道線の全線存続」のイメージ ● 近江鉄道線の全線存続に向けた検討課題と対応方策	
第4回 【R2.8.18】	● 沿線地域の地域公共交通の課題 ● 沿線地域の目指す姿 ● 近江鉄道線の利便性向上策 ● 利用促進策検討分科会の設置	

第5回 【R2.12.17】	●令和6年度に公有民営の上下分離を実施 ●令和3～5年度は、「上下分離への準備期間」とし、令和4年度より、運営改善と修繕、設備投資費に関して、自治体による支援を開始	
第6回 【R3.3.22】	●自治体間の費用負担割合の決定 ●利用促進の取り組みについて ●令和3年度事業計画について	

[第7回] R3.6.23	・令和2年度事業報告および決算 ・活性化、再構築分科会の設置、近江鉄道沿線地域公共交通計画原案の報告	
[第8回] R3.10.1	・近江鉄道の2021年度第1四半期累計決算、利用促進の取組報告 ・近江鉄道の鉄道事業を中心とする経営・財務状況調査結果 ・近江鉄道沿線地域公共交通計画の策定	
[第9回] R4.3.29	・2021年度近江鉄道の経営状況 ・令和3年度事業報告および決算見込 ・活性化、再構築分科会の検討状況 ・令和4年度事業計画（案）および予算（案） ・鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会について	

3 鉄道施設の概要について

本市区間は、5駅、6.6kmとなっております。

（1）営業路線

営業 路線	線名	区間	営業キロ	駅数
	本線	米原 ～ 貴生川	47.7km	25駅
	八日市線	八日市 ～ 近江八幡	9.3km	6駅
	多賀線	高宮 ～ 多賀大社前	2.5km	2駅
	計		59.5km	33駅

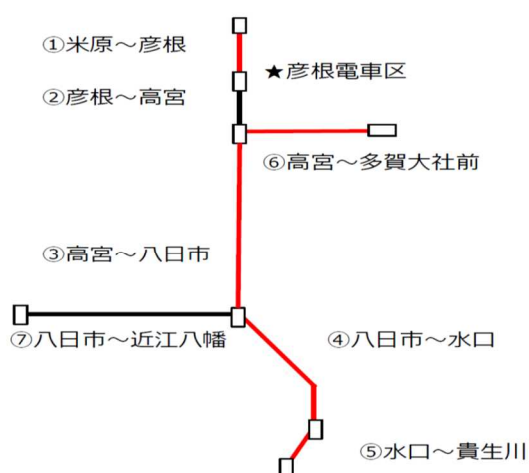
（2）施設および職員の数

区分		箇所数
施設	車両	43両（旅客車38、貨物車5）
	橋梁	120箇所（延1,788メートル）
	トンネル	2箇所（延488メートル）
	踏切	175箇所（第一種144、第四種31）
	変電所設備	4箇所
職員（鉄道部門）		103人（本社部門12人、現業部門91人）

H29年度鉄道統計年報(国土交通省)を加工して作成

4 利用状況について

(1) 利用人数



線区	営業キロ	輸送密度	最混雑列車
全線	59.5km	1,902人	253人
①米原～彦根	5.8km	692人	64人
②彦根～高宮	4.1km	3,058人	167人
③高宮～八日市	15.4km	1,559人	175人
④八日市～水口	18.5km	1,176人	167人
⑤水口～貴生川	3.9km	1,485人	109人
⑥高宮～多賀大社前	2.5km	598人	110人
⑦八日市～近江八幡	9.3km	4,681人	253人

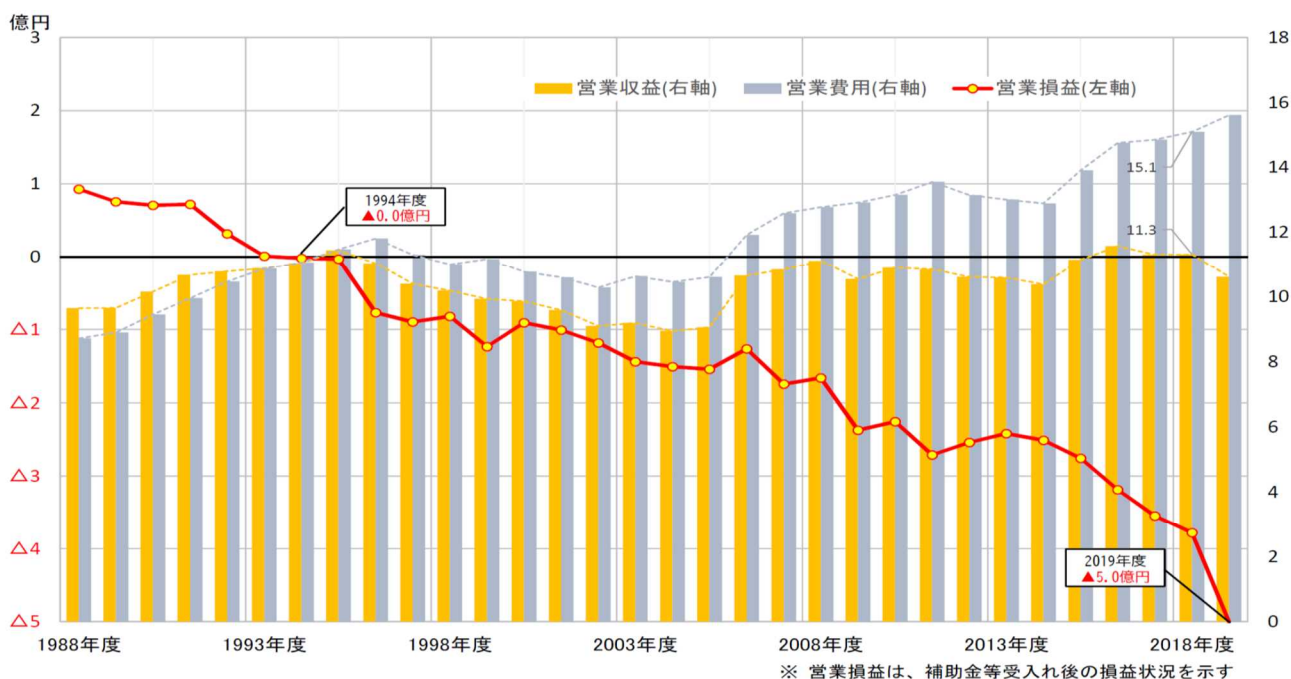
◇輸送密度：1日1kmあたりの平均輸送量（平均通過人員）

◇2017年度の実績値。最混雑列車は2017年度の特定の日の数値

年間乗車人員（単位：千人）

駅名	2020年					2019年					2018年				
	通勤定期	通学定期	定期計	定期外	合計	通勤定期	通学定期	定期計	定期外	合計	通勤定期	通学定期	定期計	定期外	合計
水口松尾	4	6	10	6	16	4	8	12	9	21	5	10	15	9	23
水口	14	66	81	14	95	18	86	104	22	127	17	87	104	23	127
水口石橋	12	4	16	3	19	13	4	17	4	21	14	3	17	5	22
水口城南	58	46	105	38	143	81	57	138	59	198	78	57	135	60	195
貴生川	81	51	133	71	203	111	74	184	111	296	109	76	185	111	296

(2) 鉄道事業収支状況



- 1994年度から26年間営業赤字が継続。
- 施設維持更新費などの費用の増加により、赤字額は継続的に拡大。

5 上下分離による存続について

◆ 令和6年度から、自治体が鉄道施設等を保有し、事業者は運行に専念する「公有民営方式」に移行する。

(1) 公有民営方式へ移行する効果

① 持続可能で安定的な運行体制の実現

自治体が鉄道施設を保有することにより、安定的、継続的な運行と、地域の声を反映した輸送が実現できる。

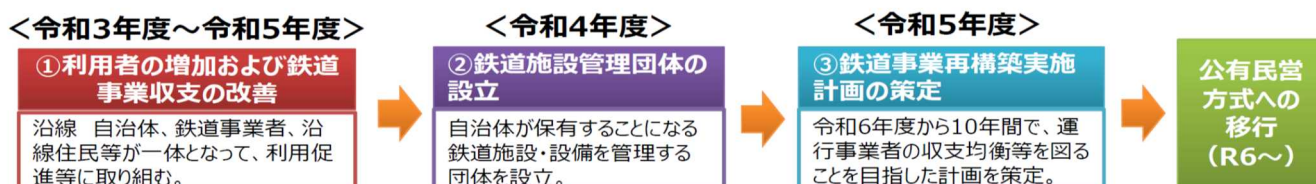
② 事業者と自治体の役割分担の明確化

鉄道運行は事業者、鉄道施設の保有は自治体と役割を分担することで、鉄道の維持存続に係る責任を明確化できる。

③ 自治体の財政負担の軽減

国庫補助金や地方財政措置（起債、地方交付税）など国の支援により、自治体の財政負担を軽減できる。

(2) 公有民営方式への移行に向けた取組等の流れ



6 自治体の費用負担について

(1) 自治体の財政負担の対象

	財政負担の対象費用
令和4年度、5年度	鉄道事業者の設備投資費および修繕費 ※支援金額は設備投資費および修繕費の合計額を上限とするが、各年度の鉄道事業に係る事業者営業損失相当額がこれを下回る場合は、事業者営業損失相当額とする。
令和6年度以降 (公有民営化後)	公有化する鉄道施設に係る設備投資費および維持修繕費 等

※財政負担の対象は、現時点で自治体間で認識を共有できているものを記載している。

(2) 県と沿線市町の負担割合

県：沿線市町 = 1 : 1 とする。

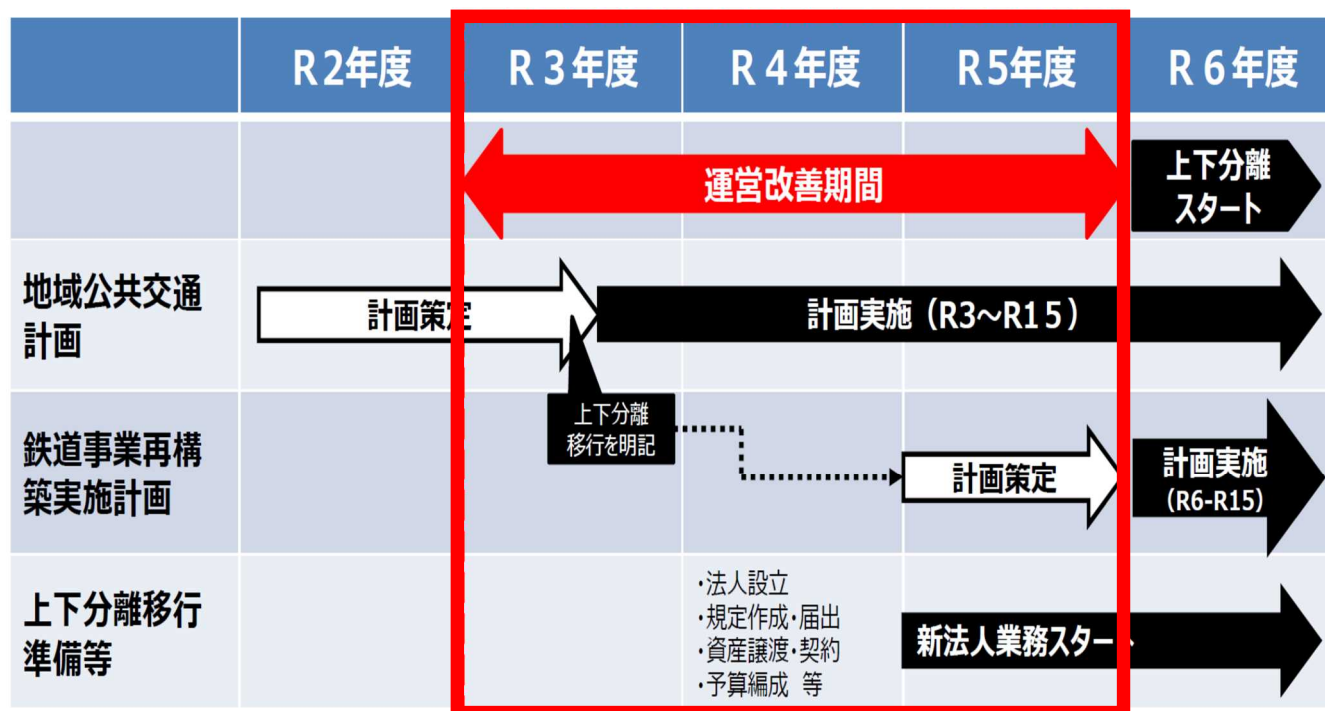
(3) 沿線市町間の負担割合

「①駅数、②営業キロ、③住民定期利用者数」の3つの指標に基づき、下記の按分割合により、沿線市町間の負担割合を定める。

按分指標	按分割合	東近江市	彦根市	甲賀市	近江八幡市	日野町	愛荘町	豊郷町	甲良町	多賀町	米原市
駅数	50%	39.4%	21.2%	15.2%	6.1%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%
営業キロ	20%	34.7%	16.7%	11.2%	7.1%	9.6%	5.8%	5.0%	3.9%	2.5%	3.5%
住民定期利用者数	30%	49.0%	12.9%	6.3%	10.6%	8.7%	5.4%	2.0%	2.2%	2.0%	0.8%

	東近江市	彦根市	甲賀市	近江八幡市	日野町	愛荘町	豊郷町	甲良町	多賀町	米原市	県	計
市町間負担割合	41.33%	17.81%	11.71%	7.63%	6.05%	4.29%	3.13%	2.95%	2.62%	2.48%	-	100.00%
【参考】 県市町間負担割合	20.67%	8.91%	5.85%	3.81%	3.02%	2.15%	1.57%	1.47%	1.31%	1.24%	50.00%	100.00%

7 今後のスケジュールについて



令和4年度近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会スケジュール

	項 目	摘 要
R4 4月～ R5 3月	鉄道施設管理団体（一般社団法人）設立準備業務	・鉄道施設管理団体となる一般社団法人の設立に向けた定款（案）や各種規程の作成、および事務所立ち上げ等の準備を行う。
R4 6月	近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会（書面開催）	・令和3年度協議会決算の承認について
R4 夏頃	近江鉄道線活性化に向けた沿線企業意見交換会	・沿線企業が一堂に会し、通勤の実態や課題、近江鉄道線の活性化策等について意見交換を行う。
R4 9月	第10回近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会	・運営改善状況について ・第二種鉄道事業者の運営体制について
R4 11月	近江鉄道線の盛り上げ団体交流会	・近江鉄道線の活性化に積極的に取り組む団体が、他の団体と連携を深め、新たな活動の創出の機会となるよう交流する。
R4 12月	鉄道施設管理団体（一般社団法人）設立総会	・定款案について協議し、一般社団法人を設立する。
R5 3月	第11回近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会	・令和4年度事業報告および決算見込みについて ・令和5年度事業計画（案）および予算（案）について

甲賀市地域公共交通活性化協議会設置要綱の改正について

令和2年11月27日に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律が施行されました。

従来の「地域公共交通網形成計画（※本市では、平成29年に策定済）」に代わり、地方公共団体による「地域公共交通計画」（マスタープラン）の作成が努力義務化されております。

既存の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源（自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス、タクシー等）も計画に位置付け、地域の移動ニーズにきめ細やかに対応していくことが規定されております。

つきましては、本年度から準備にかかります「地域公共交通計画」の策定を見据え、甲賀市地域公共交通活性化協議会設置要綱を以下のとおり改正しますので報告いたします。

（改正前） 地域公共交通網形成計画（略「形成計画」）



（改正案） 地域公共交通計画（略「交通計画」）

○甲賀市地域公共交通活性化協議会設置要綱

平成21年3月13日

告示第38号

改正 平成22年4月1日告示第30号

平成24年4月1日告示第21号

平成25年4月1日告示第33号

平成28年2月26日告示第8号

平成29年3月30日告示第25号

令和4年4月〇〇日告示第〇〇号

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、甲賀市(以下「市」という。)の公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するため、法第5条第1項に規定する地域公共交通計画(以下「交通計画」という。)の策定及び変更に関する協議並びに交通計画の実施に係る連絡調整を行うため、甲賀市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を滋賀県甲賀市水口町水口6053番地に置く。

(所掌事務)

第3条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公共交通に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、副市長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、その会務を統括する。
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係行政機関の職員
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) 市民又は市内公共交通の利用者
 - (4) 関係する公共交通事業者、団体、道路管理者その他形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者が指名する者
 - (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が指名する者
 - (6) 市職員
 - (7) 前各号に掲げる者のほか、協議会の運営上必要と認められる者
- (任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (オブザーバー)

第6条 協議会は、第4条に定める者のほか、交通政策における法令、方針、制度及び今後の動向等専門的な知識を有する者をオブザーバーとして設置することができる。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、事業実施に係る事項については、事業の実施主体として定められた者の同意を要する。
- 4 会長は、会議への代理出席を認めることができる。ただし、学識経験者として委嘱された委員の代理出席については、この限りでない。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる議題については、非公開で行うものとする。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めることができる。
- 7 会長は、協議会の議事に支障があると認められるときは、委員を退席させることができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第 8 条 協議会で協議が整った事項については、協議会の委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(自動車部会)

第 9 条 第 3 条各号に掲げる事項について協議会の業務を円滑に行うため、協議会に自動車部会を置く。

2 自動車部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 10 条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、建設部公共交通推進課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事業年度)

第 11 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(監査)

第 12 条 協議会に監査委員を 2 人置く。

2 監査委員は、委員の中から会長が指名する。

3 会長は、毎事業年度終了後、必要な書類を監査委員に提出し、その監査を受けなければならない。

4 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第 13 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第 14 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第 15 条 この告示に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 21 年 3 月 13 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の規定により最初に任命された委員の任期は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 23 年 3 月 31 日までとする。

(甲賀市地域公共交通会議設置要綱の廃止)

- 3 甲賀市地域公共交通会議設置要綱（平成 19 年甲賀市告示第 35 号）は、廃止する。

付 則（平成 22 年告示第 30 号）

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 24 年告示第 21 号）

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 25 年告示第 33 号）

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 28 年告示第 8 号）

この告示は、告示の日から施行する。

付 則（平成 29 年告示第 25 号）

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 4 年告示第〇〇号）

この告示は、令和 4 年 4 月〇〇日から施行する。

令和3年度事業報告

「住みよさと活力を支え、使いやすい地域公共交通の確保・維持」を目指し、効率的で持続可能な公共交通体系を構築するため、以下の事業を実施しました。

1. コミュニティバス・タクシーの路線改定および改善

利用者の実態に即したコミュニティバス等の利用状況に即した効率的かつ利便性の向上を図るため、以下のとおり路線や時刻の改定および改善を行いました。

- JR 草津線の減便に伴う貴生川駅・三雲駅でのコミュニティバスとの接続改善
 - ・貴生川駅・三雲駅を発着する一部の便について、JR 草津線の減便に伴い、鉄道との接続が取れなくなることから、草津線他ダイヤに接続できるようバス時刻を見直しました。
 - ・朝8時台に、八田線の貴生川行の便を新設し、利便性を高めました。
 - ・平日昼の時間帯に、希望ヶ丘・水口線を増便し、利便性を高めました。
- 停留所の新設について
 - ・寺庄東（甲南町寺庄）、高杭（信楽町多羅尾）、大澤東（土山町大澤）停留所等、新たなコミュニティバス停留所を新設し、利便性を高めました。
- 学校の通学時間帯に考慮したバス時刻、経路の見直し
 - ・市内小学校の通学環境を向上させるため、バス時刻、経路の見直しを実施しました。

2. 分かりやすく使いやすい公共交通網とするための取り組み

利用者に分かりやすく・安心安全に利用していただけるよう、以下の取り組みを実施しました。

- G o o g l e等の乗り換え検索に対応
 - ・G o o g l eマップやY a h o o乗換案内等でコミュニティバスの乗換検索が可能となっています。また、令和4年4月1日のコミバス時刻改正分について検索できるよう、情報の更新を行いました。
- I C Tを活用したサービス向上の取り組み
 - ・貴生川駅・甲賀市役所・公立甲賀病院・信楽駅に行先、経由地、混雑度等のバス情報が確認できるデジタルサイネージを設置しています。また、各バス停にQRコードを貼り付けしており、スマホで読み取ることで、サイネージと同様のバス運行情報を確認することができます。これらについても、令和4年4月1日のコミバス時刻改正分について表示できるよう、情報の更新を行いました。
- デジタルによる乗車券販売に対応
 - ・これまでコミュニティバスと信楽高原鐵道のフリー乗車券については、駅や事業所の窓口等での対面による購入のみとなっておりましたが、「R I D E P A S S」アプリを活用し、これらのフリー乗車券をスマホ等で購入できるように対応しました。
- 市ホームページやSNSの積極的な活用
 - ・市ホームページ（<https://www.city.koka.lg.jp/15230.htm>）やSNS等により、運行情報やイベント情報を積極的に案内しました。
 - ・市ホームページ（<https://www.city.koka.lg.jp/15230.htm>）で時刻表をダウンロードできるようにしました。
- 甲賀市公共交通連携時刻表の作成【令和4年4月1日改定分】
 - ・内 容 令和4年4月1日改定のコミュニティバスを中心に市内公共交通の時刻表（接続時刻）を掲載

- ・発行部数 エリア版 29,000部（B3判 カラー 4～8ページ）
ポケット版 15,000部（ポケット版 カラー 68ページ）
- ・配布先 エリア版 区・自治会を通じて各戸に配布
ポケット版 市内各駅・市役所・公共施設等に配置

3. 市内公共交通の利用を促進するためのスタンプラリーの実施

国土交通省観光庁および滋賀県が創設した補助金を活用し、公共交通を利用して観光地を巡る「甲賀流のりものスタンプラリー」を実施しました。

事業の実施に際し、甲賀流リアル忍者館と甲南駅、土山SAと田村神社・近江土山を往復するバス路線をイベント期間中に設けました。

- ・スタンプラリー参加総数 229人
(うち、スタンプの5か所達成者は32人、10か所達成者は33人)
- ・コミバス臨時利用者数
田村神社から土山サービスエリアへの便【延べ11日間（5往復10便）運行】
全利用者 59名（1日あたり約5名）
甲南駅からリアル忍者館への便【延べ7日間（5往復10便）運行】
全利用者 46名（1日あたり約6名）

4. 人と環境にやさしい地域公共交通づくり

- ・モビリティ・マネジメントの推進
市ホームページ・広報紙等を通じての利用促進啓発や小学生を対象とした公共交通についての交通環境学習を実施しました。（R3実績：土山小1～6年生、信楽小2年生、柏木小2年生、綾野小2年生、大野小2年生、甲南第一小2年生、甲南中部小5年生）

5. 新型コロナウイルス感染症対策の実施

- ・公共交通機関を安心して利用いただけるよう、雲井駅の待合室とトイレ、信楽駅のトイレ、令和3年度に導入されたバス車両に対して抗菌コーティングを実施しました。
(信楽高原鐵道車両、コミュニティバス車両、信楽駅駅舎・市内JR草津線5駅、コミバス近江土山駅については、令和2年度に抗菌コーティング実施済)

6. 会議関係

令和3年度の協議会開催実績は以下のとおりです。

開催日	事項	内容
令和3年5月27日	第1回甲賀市地域公共交通活性化協議会 総会	令和2年度事業報告及び決算について 令和3年度事業計画及び予算（案）について
書面決議	第1回甲賀市地域公共交通活性化協議会 自動車部会	甲賀市コミュニティバス路線について（令和4年1月11日改定）
書面決議	第2回甲賀市地域公共交通活性化協議会 自動車部会	甲賀市コミュニティバス・タクシー路線について（令和4年4月1日改定）

7. 令和3年度甲賀市コミバス・コミタクの利用実績について

次ページに「甲賀市コミュニティバス路線別利用実績」を掲載しております。

全体の利用者数は、令和2年度と比較して36,748人増加（前年度比107%）しております。

水口地域	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年実績	増減
八田線	7,284	7,088	8,096	7,136	4,696	7,157	7,480	7,302	7,249	5,874	5,829	6,291	81,482	77,700	3,782
広野台線	4,121	3,521	4,167	4,047	3,497	3,954	4,356	4,169	4,430	3,471	3,524	4,386	47,643	43,834	3,809
広野台・伴谷小ルート	194	240	347	227	25	328	363	344	263	193	219	227	2,970	3,873	-903
和野・中畑線	3,064	3,274	3,805	3,123	1,754	3,530	3,684	3,641	3,539	2,950	2,742	3,287	38,393	33,348	5,045
柏木巡回線	118	121	132	120	99	83	121	98	111	91	87	105	1,286	1,380	-94
三雲駅・市役所線	2,668	2,425	2,690	2,578	2,169	2,802	2,945	2,730	2,654	2,214	2,125	2,553	30,553	28,262	2,291
貴生川・甲賀病院線	445	357	487	466	406	411	510	489	518	369	384	505	5,347	4,697	650
コミタク貴生川エリア	200	195	184	195	142	151	190	169	163	142	131	177	2,039	2,438	-399
コミタク柏木エリア	323	296	310	371	273	306	324	338	385	314	317	389	3,946	3,585	361
みなくちデマンド	3	2	3	2	3	0	3	3	0	1	3	1	24	49	-25
合 計	18,420	17,519	20,221	18,265	13,064	18,722	19,976	19,283	19,312	15,619	15,361	17,921	213,683	199,166	14,517
前年比	174.6%	190.7%	102.6%	88.5%	90.1%	98.5%	97.4%	105.9%	105.5%	100.9%	99.5%	101.7%			

土山地域	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年実績	増減
土山本線	12,876	12,753	13,659	12,705	9,027	12,523	13,757	13,525	13,034	10,648	10,517	11,234	146,258	137,256	9,002
土山甲賀病院直通便	589	466	641	470	442	480	538	498	657	432	457	620	6,290	5,637	653
大河原線	119	127	140	114	103	144	164	186	177	118	115	140	1,647	1,377	270
山内巡回線	37	266	343	256	96	304	333	293	282	263	48	35	2,556	623	1,933
大澤・土山北巡回線	767	828	1,080	699	61	1,014	895	1,017	851	779	888	828	9,707	8,192	1,515
末田・大野小巡回線	325	271	324	195	41	317	312	275	280	260	345	309	3,254	4,435	-1,181
甲南線	283	214	203	143	55	264	300	193	151	187	239	214	2,446	3,102	-656
南草津線	148	161	221	100	11	131	211	191	161	92	112	115	1,654	1,766	-112
おおのデマンド	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
田村神社-土山SA直通便(臨時)										15	44		59	0	59
土山SA線(令和3年3月廃止)													0	13	-13
コミタク土山エリア	5	0	1	2	0	3	9	2	0	2	9	11	44	13	31
合 計	15,149	15,086	16,612	14,684	9,836	15,180	16,519	16,180	15,593	12,796	12,774	13,506	173,915	162,414	11,501
前年比	217.3%	239.7%	102.6%	88.5%	83.2%	97.1%	96.7%	103.5%	99.3%	97.5%	99.3%	93.1%	107.1%		

甲賀地域	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年実績	増減
大原線	950	1,146	1,061	723	138	1,144	1,232	1,222	905	850	1,033	855	11,259	10,684	575
油日線	638	709	850	562	147	750	784	753	656	563	581	638	7,631	7,069	562
佐山線	647	710	866	665	191	619	770	696	682	587	665	619	7,717	6,544	1,173
広域水口線	1,303	998	1,329	1,207	1,069	1,243	1,415	1,361	1,381	1,092	1,232	1,483	15,113	13,248	1,865
甲賀駅-甲賀病院直通便	22	21	27	20	9	18	19	28	26	20	33	36	279	213	66
合 計	3,560	3,584	4,133	3,177	1,554	3,774	4,220	4,060	3,650	3,112	3,544	3,631	41,999	37,758	4,241
前年比	88.7%	88.7%	102.9%	78.7%	77.2%	103.3%	99.4%	108.0%	94.7%	113.0%	103.0%	97.1%	111.2%		

甲南地域	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年実績	増減
池田-中部小学校	1,046	1,246	1,464	906	133	1,351	1,369	1,271	1,081	1,002	1,141	1,070	13,080	11,401	1,679
寺庄-甲南-甲賀病院直行便	107	89	111	94	93	91	114	113	121	88	81	153	1,255	793	462
環状線	216	186	227	190	189	231	209	190	225	158	205	208	2,434	2,167	267
希望ヶ丘・水口線	1,540	1,556	1,570	1,723	1,579	1,556	1,774	1,880	1,896	1,505	1,525	1,688	19,792	18,308	1,484
甲南駅-甲賀流リアル忍者館直通便(臨時)											46		46	0	46
コミタク甲南エリア	1,022	1,118	1,379	1,002	475	1,290	1,453	1,341	1,233	1,043	1,130	1,195	13,681	9,703	3,978
合 計	3,931	4,195	4,751	3,915	2,469	4,519	4,919	4,795	4,556	3,796	4,128	4,314	50,288	42,372	7,916
前年比	236.7%	237.5%	112.9%	93.4%	101.3%	110.5%	113.8%	118.6%	108.7%	105.5%	107.9%	106.9%	118.7%		

信楽地域	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年実績	増減
朝宮線	1,961	2,116	2,353	1,818	801	1,865	2,282	2,185	1,920	1,621	1,388	1,421	21,731	23,821	-2,090
多羅尾線	685	506	558	514	410	475	526	511	558	353	380	452	5,928	6,781	-853
田代・畑・陶芸の森巡回線	898	920	1,069	760	299	1,022	1,083	1,278	857	766	858	756	10,566	10,877	-311
コミタク神山江田エリア	321	275	331	324	282	285	346	342	386	311	303	351	3,857	3,136	721
コミタク宮町エリア	389	429	515	333	124	505	566	478	453	412	429	430	5,063	3,957	1,106
合 計	4,254	4,246	4,826	3,749	1,916	4,152	4,803	4,794	4,174	3,463	3,358	3,410	47,145	48,572	-1,427
前年比	236.9%	289.4%	90.8%	73.4%	59.8%	83.3%	88.1%	102.0%	91.4%	84.9%	86.0%	85.4%	97.1%		

全地域	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年実績	増減
全路線	45,314	44,630	50,543	43,790	28,839	46,347	50,437	49,112	47,285	38,786	39,165	42,782	527,030	490,282	36,748
前年比	205.5%	224.5%	102.2%	86.6%	84.9%	97.8%	97.7%	106.0%	101.4%	99.3%	99.2%	97.4%	107.5%		

	コミバス
	コミタク

令和3年度コミバス利用者数	498,376	467,401	30,975
令和3年度コミタク利用者数	28,654	22,881	5,773
令和3年度利用者数総合計	527,030	490,282	36,748

令和3年度収支決算報告(令和3年4月～令和4年3月)

収入の部

(単位:円)

科目	本年度 予算額(A)	収入済額 (B)	比較増減 (B-A)	備 考
負担金	3,273,000	1,591,773	△ 1,681,227	甲賀市負担金:1,591,773円
繰越金	619	619	0	繰越金:619円
諸収入	200,381	250,012	49,631	預金利息:12円 甲賀市公共交通連携時刻表広告掲載料:250,000円
合 計	3,474,000	1,842,404	△ 1,631,596	

支出の部

(単位:円)

科目	本年度 予算額(A)	支出済額 (B)	比較増減 (B-A)	備 考
会議費	120,000	47,220	△ 72,780	委員謝礼:45,000円、会議茶代:2,220円
事務費	30,000	29,988	△ 12	振込手数料:4,400円、郵送料:25,588円
事業費	3,323,000	1,764,565	△ 1,558,435	R4.4.1改定甲賀市公共交通連携時刻表作成 ポケット版時刻表:886,875円 エリア版時刻表:718,850円 その他 コミバスフリー乗車券作成:59,400円 貴生川駅バス案内看板改修費用:99,440円
予備費	1,000	0	△ 1,000	
合 計	3,474,000	1,841,773	△ 1,632,227	

収 入 合 計 1,842,404 円

支 出 合 計 1,841,773 円

翌 年 度 繰 越 額 631 円

監 査 書

令和 3 年度甲賀市地域公共交通活性化協議会の収支決算について、諸帳簿
および証拠書類を慎重に監査いたしましたところ、いずれも適正なものと認め
ます。

令和 4 年 4 月 13 日

甲賀市地域公共交通活性化協議会

監査委員 吉 川 徹 

監査委員 杉本龍弥 

令和4年度事業計画（案）

○今年度の事業について

本市では、平成29年度に本協議会でご審議賜り策定した「甲賀市地域公共交通網形成計画」に基づき、地域公共交通を将来にわたって「住みよさと活力を支え、使いやすい地域公共交通」として維持・確保するという基本方針のもと、各種事業を進めてまいりました。

しかしながら、公共交通機関は長引くコロナ禍や少子高齢化等の影響で運賃収入が減少し、その維持存続が困難を極めている一方で、利用者のニーズはより高度かつ多様化しており、利便性の高いきめ細やかなサービスが求められています。

そのため、本市では、令和2年12月に改正された「地域公共交通の活性化および再生に関する法律」の趣旨に基づき、新しく「甲賀市地域公共交通計画」の策定を進めてまいります。今年度は、計画の策定にかかわる審議を委員の皆様にご賜るとともに、コミュニティバスだけでなく、本市の公共交通網全体の在り方を検討していきます。

○事業計画

（1）「甲賀市地域公共交通計画」の策定

- ・地域公共交通網形成計画の評価
- ・ニーズ調査の実施
- ・公共交通網の見直し方針の作成
- ・地域公共交通計画（案）の作成

【スケジュール（案）】

令和4年 6月…計画作成支援にかかる委託業務を事業者と契約

10月…計画骨子（案）の作成

令和5年 3月…計画（案）の作成、パブリックコメント

5月…計画策定

（2）分かりやすく使いやすい地域公共交通網の構築

- ・利用状況に応じたダイヤ調整や効率的な路線再編の検討
- ・ICTを活用した利便性向上、運行状況の可視化、多様な媒体による情報提供
- ・公共交通を活用した利用促進事業の実施

（3）人と環境にやさしく地域で守り育てる公共交通の構築

- ・自治振興会等との連携した利用促進
- ・モビリティ・マネジメントの推進
- ・小学生への交通環境学習の充実
- ・コミバス車両のバリアフリーや環境対応への更新
- ・自転車を活用した駅や主要バス停等からの2次交通環境の実証実験

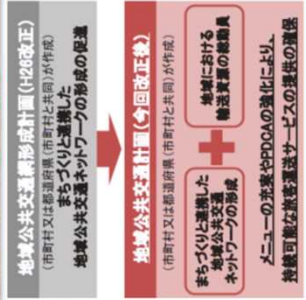
（4）新型コロナウイルス感染症対策の実施

- ・公共交通機関の施設や車両等に対する感染拡大の防止対策の継続実施
- ・公共交通機関利用者への感染防止マナーの遵守啓発

国土交通省 持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(令和2年11月27日施行)

地域が自らデザインする地域の交通【地域公共交通活性化再生法・道路運送法】

- 地方公共団体による「**地域公共交通計画(マスタープラン)**」の作成
 - ・地方公共団体による**地域公共交通計画(マスタープラン)**の作成を**努力義務化**
 - ⇒国が予算・ノウハウ面の支援を行うことで、地域における取組を更に促進(作成経費を補助 ※予算関連)
 - ・従来の公共交通サービスに加え、**地域の多様な輸送需要(自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等)も計画に位置付け**
 - ⇒バス、タクシー等の公共交通機関をフル活用した上で、地域の移動ニーズにきめ細やかな対応(情報基盤の整備・活用やキャッシュレス化の推進にも配慮)
 - ・定量的な目標(利用者数、収支等)の設定、毎年度の評価等
 - ⇒データに基づきPDCAを強化
- 地域における協議の促進
 - ・**乗合バスの新規参入等の申請**があった場合、国が地方公共団体に**通知**
 - ・通知を受けた地方公共団体は、新規参入等で想定される地域公共交通利便増進実施計画への影響等も踏まえ、**地域の協議会**で協議し、**国に意見を提出**



地域の移動ニーズにきめ細かく対応できるメニューの充実【地域公共交通活性化再生法・道路運送法】

輸送資源の総動員による移動手段の確保

- 路線バス等の維持が困難と見込まれる段階で、**地方公共団体が、関係者と協議してサービス継続のための実施方針を策定し、公営により新たなサービス提供事業者を選定する「地域旅客運送サービス継続事業」を創設**
 - ⇒従前の路線バス等に代わり、地域の実情に応じて右の①～⑥のいずれかによる**旅客運送サービスの継続を要理**
- | 実施方針に定めるメニュー例 |
|---------------------------------------|
| ① 乗合バス事業者などの交通事業者による継続(縮小・変更含む) |
| ② コミュニティバスによる継続 |
| ③ デマンド交通(タクシー車両による乗合運送(区域運行))による継続 |
| ④ タクシー(乗用車)による継続 |
| ⑤ 自家用有償旅客運送による継続 |
| ⑥ 福祉輸送、スクールバス、病院、商業施設等への送迎サービス等の積極的活用 |



既存の公共交通サービスの改善の徹底

- 【現状】地方都市のバス路線では、不便な路線・ダイヤや画一的な運営が見直されにくく、利便性向上や運行の効率化に支障
- また、**独占禁止法のカルテル規制に抵触**するおそれから、**ダイヤ、運賃等の調整は困難**
- 【改正案】「**地域公共交通利便増進事業**」を創設
⇒路線の効率化のほか、「**等間隔運行**」や「**定額制乗車回数券**」「**乗継割引運賃(通し運賃)**」等のサービス改善を促進
- 併せて、**独占禁止法特例法**により、乗合バス事業者間等の共同経営について、**カルテル規制を適用除外する特例を創設**



- 【現状】地方都市のバス路線では、不便な路線・ダイヤや画一的な運営が見直されにくく、利便性向上や運行の効率化に支障
- また、**独占禁止法のカルテル規制に抵触**するおそれから、**ダイヤ、運賃等の調整は困難**
- 【改正案】「**地域公共交通利便増進事業**」を創設
⇒路線の効率化のほか、「**等間隔運行**」や「**定額制乗車回数券**」「**乗継割引運賃(通し運賃)**」等のサービス改善を促進
- 併せて、**独占禁止法特例法**により、乗合バス事業者間等の共同経営について、**カルテル規制を適用除外する特例を創設**



令和4年度収支予算

収入の部

(単位:円)

科目	本年度 予算額(A)	前年度 予算額(B)	比較増減 (A-B)	備 考
負担金	16,526,000	3,273,000	13,253,000	甲賀市負担金
繰越金		619	△ 619	繰越金
補助金	2,000,000	0	2,000,000	計画策定国庫補助金
諸収入	200,000	200,381	△ 381	時刻表への広告掲載料 50,000円×4者＝200,000円
合 計	18,726,000	3,474,000	15,252,000	

支出の部

(単位:円)

科目	本年度 予算額(A)	前年度 予算額(B)	比較増減 (A-B)	備 考
会議費	173,000	130,000	43,000	会議茶代、委員謝礼等 173,000円
事務費	30,000	20,000	10,000	振込手数料、郵送代
事業費	18,523,000	3,323,000	15,200,000	時刻表(エリア版)作成 500,000円 デザイン 300,000円 時刻表(全域版)作成 1,870,000円 デザイン 400,000円 フリー乗車券作成 53,000円 その他時刻表改定 200,000円 地域公共交通計画策定業務 13,500,000円 交通環境学習(映像・ノベル ティ・業務委託等) 1,000,000円 利用促進啓発事業 200,000円 シェアサイクル導入実証 500,000円
予備費		1,000	△ 1,000	
合 計	18,726,000	3,474,000	15,252,000	